

子ども・子育て支援法による病児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの（病児・病後児保育事業）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	安芸市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による病児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの（病児・病後児保育事業）
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安芸市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第23号）別表第一 5の項 子ども・子育て支援法による病児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの（病児・病後児保育事業）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）第1条	安芸市病児・病後児保育事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、病児・病後児保育事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		安芸市病児・病後児保育事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の2の2項1号	安芸市病児・病後児保育事業実施要綱 第5条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務	安芸市病児・病後児保育事業実施要綱第5条の事業の利用についての認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の2の2項1号□	安芸市病児・病後児保育事業実施要綱 第9条第1項、別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の2の2項1号ハ	安芸市病児・病後児保育事業実施要綱 第9条第1項、別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の2の2項1号リ	安芸市病児・病後児保育事業実施要綱 第9条第1項、別表
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の2の2項1号ル	安芸市病児・病後児保育事業実施要綱 別表備考第4の項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
備考		

届出情報

届出日	2021年01月21日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.